

市の相談窓口

人権相談

18(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

20(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

5(水)・19(水)13時30分～15時30分 市役所1階
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

4(火)・18(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】
20(木)10時～15時 花川南コメン
※25(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP12)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
相談員:北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる1階相談室2 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田地域包括支援センター ☎78・1030
浜益地域包括支援センター ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
石狩市ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、

その他無料法務相談

26(水)13時～15時 花川北コメン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)
※生前贈与など税金の相談はできません

2月7日は北方領土の日

【返還要求署名】

わが国固有の領土である北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)の早期返還を目指し、署名を集めています。

期限 20日(木) ※平日のみ

場所 市役所3階総務課・各支所地域振興課

「ポスター展」

期間 3日(月)～20日(木)15時 ※平日のみ

場所 市役所1階ロビー
問合せ 総務課 ☎72・3149



水資源保全地域の土地取引行為

水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合、土地の権利者は契約締結の3カ月前までに知事へ届け出が必要です。届出先は土地の所在する北海道総合振興局・振興局などです。指定地域は道HPでご確認を。

問合せ 北海道総合政策部計画局土地水対策課
☎011・204・5178

消火栓 防火水槽の除雪

日頃より自宅や職場近くの消火栓・防火水槽の除雪を行う

ていただいている住民の皆さんに感謝申し上げます。

消防署では、積雪量に応じて職員により消火栓・防火水槽の除雪を行っていますが、市内には1300基以上の消火栓があり、大雪時には除雪が遅れる場合があります。

消火栓・防火水槽は火災時に使用する重要な水源です。消火栓・防火水槽付近への雪寄せや盛り上げは消火活動の障害になりますので行わないください。

問合せ 石狩消防署警防課
☎74・7024

はじまります! 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!

調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査2025



国勢調査2025キャンペーンサイト▶ <https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025 検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

所得税・住民税の申告

☎ 税務課 ☎ 72・3119

令和6年分の収入に関する申告を受け付けます。対象者・必要書類など、詳細は本紙1月号をご確認ください。

受付日	場所	受付時間	整理券の発券開始時間
1/29(水)～31(金)	花川北コミセン(花川北3・2)	9時20分～11時	9時
		13時～16時	11時
3(月)	親船会館(親船町60・7)	9時45分～11時	9時15分
		13時～16時	11時
4(火)	八幡コミセン(八幡2・332)	9時45分～11時	9時15分
		13時～16時	11時
5(水)～7(金)	花川南コミセン(花川南6・5)	9時20分～11時	9時
		13時～16時	11時
10(月)～3/17(月) ※土・日・祝日除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	9時～11時	8時30分
		13時～16時	11時

ご注意ください！

- 受付時間中は随時整理券を発券します
- 1/29(水)～2/7(金)は、令和6年分のみの受け付けです。市役所1階ロビーでの受け付けはできません
- 17(月)～3/17(月)は、厚田・浜益支所でも受け付けます
※土・日・祝日除く
- 令和5年分の収入に関する市・道民税申告を行った方には、市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方には送付していません。「案内はがき」がなくても申告はできます
- 2月上旬までは大変混雑します。日程に余裕のある方は2月中旬以降にお越しください



▲特設サイト

各申告会場(厚田・浜益支所除く)の待ち人数や呼び出し状況をインターネット上で確認できます。

市内の申告会場での受け付け

受け付けできる収入
給与・年金収入、一時所得のみ

受け付けできない収入など
(税務署で申告してください)

- 源泉徴収票のない給与収入
- 営業や請負などの事業収入
- 不動産収入
- 報酬
- 土地、株などの譲渡所得
- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 雑損控除

税務署での確定申告

混雑回避のため、入場整理券(会場で当日配布または国税庁LINE公式アカウントで事前に発行)が必要です。配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもありますので、詳細は国税庁HPをご確認ください。

☎ 17(月)～3/17(月) 9時～16時

※土・日・祝日除く。ただし、3/2(日)のみ
電話相談と会場で申告ができます

☎ 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)
☎ 011・707・5111

※期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください



▲国税庁HP